

命 令 書

再 審 査 申 立 人 株式会社商大八戸ノ里ドライビングスクール
再 審 査 被 申 立 人 全国一般労働組合大阪府本部
全自動車教習所労働組合
再 審 査 被 申 立 人 X

主 文

初審命令を取り消し、再審査被申立人の救済申立てを棄却する。

理 由

第 1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 再審査申立人株式会社商大八戸ノ里ドライビングスクール（昭和62年3月15日に「株式会社商大自動車教習所」から現在の名称に変更された。以下「会社」という。）は、肩書地において自動車運転免許取得のための指導を業としており、その従業員数は本件初審結審時約100人である。
- (2) 再審査被申立人全国一般労働組合大阪府本部全自動車教習所労働組合（以下「組合」という。）は、自動車教習所関係の労働者で組織し、その組合員数は本件初審結審時約100人である。会社には組合の商大分会（以下「分会」という。）があり、その分会員数は本件初審結審時7人である。
なお、会社には分会の他に商大八戸ノ里ドライビングスクール職員組合（以下「職組」という。）があり、その組合員数は本件初審結審時約60人である。
- (3) 再審査被申立人X（以下「X」という。）は、本件救済申立てに係る事故が発生した昭和59年10月当時、組合執行委員及び分会副委員長を務めており、会社では自動車運転教習の指導員として勤務していたが、同63年7月22日、高血圧症、心筋障害等の病気を理由として、会社を退職している。
- (4) 会社と分会との間には、昭和40年頃以降労使紛争が多発し、組合は団体交渉応諾、懲戒処分の撤回、時間外勤務の実施等を求めて、数多くの不当労働行為の救済申立てを行った。
現在は、本件以外に労働委員会に係属する事件はない。

2 Xの事故について

- (1)ア 昭和59年10月15日のC時限(午前10時25分から同11時15分まで)に、Xは、C1教習生（以下「C1」という。）に対し、第1段階の9つの教習項目のうち、第7項目の変速操作及び第8項目のブレーキ操作

の教習を行った。

イ 教習所 2 階コースを走行中、X は約 5 秒間にわたり前方不注視を続け、その間に教習車は、時速 10 乃至 12 キロメートルで、カーブに入る直前のコースを約 15 メートル走行した。

側壁の手前約 4 メートル（X の乗車位置から側壁までの距離）に至り、X は衝突の危険に気付いたが、同人の C 1 に対するハンドルの補助操作及び急ブレーキが間に合わなかったことから、車両左前方部が側壁に衝突して、教習車は停止した（以下、この衝突事故を「X の事故」という。）。

なお、事故の翌日、会社は、X の立会いの下で事故の現場調査を行ったが、事故現場の衝突地点では、側壁の手前の路面上に、斜めに長さ 60 センチの左前輪のスリップ痕が残されていた。

ウ 事故後も、X は同じ車両で残り 9 分間の教習を続け、教習終了後に会社に対し事故について口頭で報告した。

なお、C 1 に対する上記の教習は無効とされ、また、株式会社商大自動車整備工業（以下「商大整備」という。）による事故車の修理の見積額は 107,270 円であり、修理は事故の翌日である 10 月 16 日に完了した。

(2) ア 同年 10 月 15 日午前 11 時 30 分頃、会社の営業部次長 B 1（以下「B 1」という。）は、教習所管理者の B 2 から X の事故について事情聴取を行うよう指示を受けた。

イ 同日午後 1 時 50 分頃、B 1 と B 3 営業部長は X から事情聴取を行い、その際、同人は会社所定の交通事故報告書（以下「事故報告書」という。）を提出した。

X は事故報告書に以下のとおり記載している。

「二階コースに於いて、第一段階、項目番号 7・8 の教習中、南西コーナーの側壁に衝突（なお、当初「接触」と記述していたが、B 1 の指摘によって「衝突」と訂正した。）しました。

C 時限教習開始後 40 分程しておきたもので、教習開始時は変速は出来なく、練習を続けている内段々上達して来ていた。それが突然変速操作がうまくいかずギア（減速）入らずもたもたしていました。私はその様子を見ていました（うまくいかない原因をさがすべく）。その見ている時間が長かった為ブレーキが遅れハンドルも取ったのですが間に合わなかったものです。」

ウ B 1 は、事故報告書を読了後、X に対し、「寝不足か体調不十分で居眠りをしていたのではないか」と尋ねたが、X は居眠りの事実はないと否定した。

エ 約 1 時間程度の B 1 による事情聴取の間、X は「事故の原因は自分が C 1 の足元を長く見過ぎたことにある」と答えるのみであったことから、B 1 は、X に対し、「事故報告書に更に反省して付け加えるも

のがあれば考えて記述するように」と指示した。

Xは、B 1 に対し、上記の事故報告書に記載の事故原因と概ね同内容の事故報告書を提出した。

オ 会社は、10月17日、18日の両日、Xに対する処分について検討するとともに、同人に反省文の提出を求め、同人に対する教習業務のための配車を行わなかった。

これに対し、同月18日、分会は、Xを教習業務に就かせることを求めて、午後4時25分から同5時15分までの50分間のストライキを行った。

3 Xに対する懲戒処分について

(1)ア 会社の就業規則には、懲戒及び訓戒について次のように規定されていた。

第9章 表彰及び懲戒

第41条 懲戒は次のとおりとする。

1. 譴 責 訓戒した上始末書を出させる。
2. 減 給 減額裁量による。
3. 出勤停止 その期間裁量により給与を支払わない。
4. ～5. (略)

但し、

- イ. 第2号、第3号の制裁には譴責を併課するものとする。
- ロ. (略)

第42条 会社は従業員がつぎの各号の1に該当するときは、譴責、減給若しくは出勤停止又は諭旨解雇する。

但し情状軽微のものは懲戒を免し、訓戒に止めることがある。

1. ～2. (略)
3. 労働時間中、許可なく職場を離れ、又は甚だしく自己の職責を怠る等の業務怠慢の行為があったとき。
4. 勤務に関する手続、その他の届出を故意に怠ったとき。
5. (略)
6. 故意又は重大な過失により会社に損害を与えたとき。
7. ～11. (略)
12. 会社の規則、規程、命令に違反したとき。
13. (略)

イ 会社は、就業規則第42条但書の訓戒に関する規定に基づき、懲戒にいたらない従業員の非違行為については、行為の重さの順に「警告」、「所長注意」、「管理者注意」及び「所属長注意」の区分に従って従業員を戒めていた。

(2)ア 昭和59年10月18日午後7時20分頃、会社は、Xに対して、同人の事故は就業規則第42条第6号に該当するので、10月19日から同月25日までの7日間の出勤停止処分に付するとの懲戒処分通知書を手渡した。

イ 同通知書におけるXの処分理由の要旨は以下のとおりである。

教習生が変速操作に手間取りコースに沿ってハンドル操作をしない場合、指導員としては減速または停止、あるいはコースに沿ったハンドル修正をするなどして安全運転する義務があるにもかかわらず、貴殿はその義務を果さず、側壁の約4メートル前で危険に気付いたものの、車両の左前部を側壁に衝突させて毀損し、会社に対して金107,270円の損害をあたえた。貴殿のこのような事故は人身事故にもつながる危険なものであるので、十分反省するよう特に注意を与える。

ウ 昭和59年10月26日、B1は、Xに対し、事故の防止及び事故報告の方法等について約1時間程度の「教養」と称する講話を行い、その後、事故を反省して何かを記述せよと指示した。

Xは、技能教習における教習生の目や顔の観察の重要性、教習生に対する自信の持たせ方などを記述して提出した。

エ 昭和59年11月24日、会社は11月分のXの給料から出勤停止7日間分の賃金68,783円をカットして同人に支払った。

オ 昭和59年12月7日、分会と会社は、年末一時金協定（職組と締結したものと同一の内容）を締結した。そのうち特別控除の取扱いに関しては、昭和48年夏期一時金協定以降ほぼ同一の内容であり、次のように定められている。

(1) 無断欠勤

無断欠勤1日につき支給総額の5/100を控除する。

(2) 警告の取扱い

警告1回につき支給総額の5/100を控除する。

(3) 処分の取扱い

期首（昭和59年3月16日）より支給日までの間において懲戒処分のあった者については支給総額の30/100を控除する。

カ 昭和59年12月12日、会社は、上記協定に従って、支給総額の30%に当たる195,236円を控除して、年末一時金をXに対して支払った。

4 同種の事故及び処分について

(1) 昭和52年から本件Xの処分までの間に、教習所内での教習車による事故は、別表のとおり、9件発生している。それらの事故に対する処分のうち、訓戒は7件であり、懲戒は2件であった。

(2) C2の事故について

ア 昭和60年1月9日午後7時頃、教習中の非分会員C2指導員（以下「C2」という。）の車が2階側壁に接触する事故が起こった。

この事故は、車が側壁の方に近づいて行くので、C2が教習生に対してハンドルの修正を指示したところ、あわてた教習生がハンドルを側壁の方へ回したため、C2の踏んだ急ブレーキが間に合わず、車体は側壁に接触して停止したというものである。

事故後、C2は教習を中止して、事故を報告したがその時限の教習

は無効とされた。また、C 2 は会社に対し上記事故の状況について事故報告書を提出した。

イ 事故の翌日、会社が事故の現場調査を行ったところ、側壁の直前には両前輪の約1.6メートルのスリップ痕が残されており、商大整備による車両修理の見積金額は65,400円であった。

会社はC 2 に対し訓戒に当たる警告処分を行った。

別 表

番号	発 生 年月日	分会員・ 非分会員 の 別	氏 名	時間帯	場 所	事故の概要	損 害 額 又 は 見 積 額	処 分	備 考
①	S. 52. 6 . 27	非分会員	C 3	教 習 時間外	所 内	教習時間外に 車両を後退中、 後部をポールに 接触	円 20,000	訓 戒 (警 告)	
②	S. 56. 2 . 4	非分会員	C 4	教習中 教 習 時間外	所 内	①教習生との トラブル、②教 習時間外に運転 中他車に接触	50,000	懲戒処分 (出勤停止 10日間)	
③	S. 56. 6 . 2	非分会員	C 6	教 習 時間外	所 内 給油所	給油作業が完 了する前に発車 し、給油柱を傾 け、フレキシブ ルパイプを破損	不 明	訓 戒 (所属長 注 意)	C 5 (見習指 導員) が、ホ ースを車の 給油口に入 れたままで、 給油完了の 合図を行う。
④	S. 56. 10. 18	分会員	A 1	教習中	所 内	教習中、始業点 検中の他の車両 のドアに接触	23,500	訓 戒 (所属長 注 意)	
⑤	S. 57. 6 . 24	非分会員	C 7	教 習 時間外	所 内	教習時間外に車 両を後退させコ ンクリート柱に 接触	68,600	訓 戒 (所属長 注 意)	試用期間中 の事故であ り、このため 本採用拒否 となる。
⑥	S. 58. 8 . 6	分会員	A 2	教習中	所 内	教習中に停車中 の車両に追突 し、報告をしな かった	47,100	訓 戒 (所属長 注 意)	
⑦	S. 58. 10. 24	非分会員	C 8	教習中	所 内	教習中に、教習 中の他車に接触	13,000	訓 戒 (所属長 注 意)	
⑧	S. 58. 12. 1	分会員	A 2	教習中	所 内	教習中、板塀に 接触し、報告を しなかった	18,800	訓 戒 (所属長 注 意)	見積額を算 定したが、 実際の修理 はしていな い
⑨	S. 59. 10. 15	分会員	X	教習中	所 内	教習中、側壁に 衝突	107,270	懲戒処分 (出勤停止 7日間)	

第2 当委員会の判断

- (1) 会社は、初審命令がXに対する懲戒処分は不当労働行為に該当すると判断したことを不服として再審査を申し立て、Xが、教習中の「前方不注視」という指導員にとってはあるまじき重大な過失によって事故を起こし、会社に多大な損害を与えたことから、就業規則の規定に基づき同人を処分したのであって、同人に対する処分は他の処分と比較しても何ら不均衡なものではないと主張する。
- (2) 前記第1の2の(1)のア及びイ認定のとおり、Xは、教習第1段階目のC1に対する教習中に、カーブを曲り切れなかった同人に対するXのハンドル及びブレーキの補助操作が遅れたことから、車両左前部を側壁に衝突させるという事故を起こしている。

なるほど、前記第1の4の(1)及び同別表認定のとおり、教習所内での教習車による事故は、昭和52年以降本件Xの処分までの間に限っても、9件発生しており、Xの事故のみではない。

組合及びXは、X自身も認めている同人の前方不注視は、同人がC1の足下の操作を見つめ続けていた結果であって、居眠りをしていたからではないと主張する。しかしながら、前記第1の2の(1)のイ及び同(2)のウ認定のとおり、Xは減速ないし停止することなく、2階コースのカーブ直前の約15メートルの距離を、約5秒間の長きにわたり、前方不注視の状態で教習を続けたのであるから、自動車教習所の指導員たる者にとって、基本的な注意義務について弁解の余地のない重大な過失を犯しているとする会社の主張は首肯できる。

しかも、前記第1の2の(1)のイ認定のとおり、前方不注視のためXはコース内における車両の位置の把握を欠き、未だ教習第1段階目半ばの運転技能を持つに過ぎないC1に対するXの運転補助操作が極端に遅れたとの事実が認められる。その結果、同(1)のウ認定のとおり、同人は会社に対して約11万円の損害等を与える事故を起こしており、この事故は同種のものとしては、同4の(1)別表認定のとおり、昭和52年以降の事故で最大の損害額を示している。

これらの諸事情からみて、Xの事故が就業規則第42条第6号の処分手由に該当するとの会社の主張は首肯できる。

- (3) Xに対する処分と非分会員に対する処分とを比較してみるに、前記第1の4の(1)及び同別表認定のとおり、昭和52年から同59年の本件Xの処分までの間、教習所内における指導員の乗車した車両による事故を理由とした処分9件のうち、訓戒は7件であり、懲戒は非分会員C4に対する処分と本件Xに対する処分の2件であった。

訓戒7件のうち分会員及び非分会員C7を除く3件(C3、C6及びC8)については、同4の(1)別表の①、③及び⑦認定のとおり、損害額も1～2万円程度と比較的軽微な事故であること及び本人のみの責任によるものではないことなどから、それぞれ訓戒とされている。

非分会員C7の事故については、同別表⑤認定のとおり、損害額が約7万円とXの事故に次ぐものではあるものの、C7は試用期間中の身分であることから、処分は訓戒とされたが、試用期間終了後には同人の本採用は拒否されている。

非分会員C4に対する懲戒処分については、同別表②認定のとおり、同人の事故は損害額ではXの半分以下の5万円であったにもかかわらず、他に教習生とのトラブルを繰り返したとの事情も加わったこともあって、同人はXの処分より重い出勤停止10日間の処分を受けているのである。

また、本件Xの処分の直後に発生した非分会員C2の事故は、前記第1の4の(2)認定のとおり、教習生の突発的なハンドル操作に対する同人の運転補助操作が間に合わなかったものであって、Xの事故のように前方不注視であったなどの事情は認められず、さらに損害額もXの事故の半額強であることなどから、処分は訓戒とされている。

以上のことからみて、本件Xの処分は、他の同種の事故における非分会員に対する処分と比較して、均衡を失したものとは言えないのであるから、会社がXを出勤停止7日間の懲戒処分に付したことは特段に不合理なことであったとは認められず、会社の主張には理由がある。

したがって、Xに対する懲戒処分を労働組合法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとした初審判断は失当であり、組合及びXの救済申立ては棄却せざるを得ない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成元年7月19日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ㊟